

山陽小野田市農業委員会

第 3 0 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 8 年 1 2 月 9 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1 7	上 田 進
会長職務代理者	1 3	川 空 忠 男
委 員	1	松 村 孝 子
	2	大 田 チズ子
	4	田 中 覺
	5	眞 鍋 喜久夫
	6	篠 原 佐二郎
	7	齊 藤 勇
	8	高 畑 憲 二
	1 0	二 井 太刀男
	1 1	福 間 武 勝
	1 2	木 村 芳 則
	1 4	村 上 俊 治
	1 5	縄 田 國 和
	1 6	田 尾 光 一
	1 8	辻 村 勝 好
	2 0	中 重 壽
	2 1	長谷川 邦 夫
	2 2	山 本 シゲ子
	2 3	松 本 隆 博
	2 4	水 津 治
	2 5	重 永 達 記

4. 欠席委員

9 伊 藤 周 作

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第121号 農地法第3条 権利の移動

議案第122号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第123号 現況証明願い

報告第60号 公共事業の施工に伴う農地転用について

報告第61号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第124号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

事務局次長 幡 生 隆太郎

7. 会議の概要

議長	只今より第30回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は9番伊藤委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。本日の議事録署名委員は11番福岡委員と12番木村委員に申し上げます。会議の書記は事務局です。 それでは議事に入ります。議案第121号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。議案第121号番号36について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地3、□□□□。譲受人が大字□□□□番地3、□□□□。土地の表示が大字□□□□番、地目が田。面積が1,492㎡の農用地内です。権利の種類は贈与による所有権移転です。本案件は農地を息子に譲り渡そうとするものです。この案件は土地改良事業に伴う換地において、区域内に母親と子供名義の土地が発生するため事前に贈与しようとするものです。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程申し上げます。
議長 1番	現地調査報告をお願いします。 12月5日に阿武局長、伊藤さん、松本委員、私の4名で現地の確認を行いました。現地は□□□□号線沿い、□□□□地区内に位置する水田です。譲渡人は譲受人の母で、高齢のため所有権移転をしようとするものです。現地は圃場整備中であり今度整備が終われば1枚の水田になるとのことです。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号36について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第121号番号36については承認といたします。次に番号37について事務局より説明を求めます。
局長	議案第121号番号37について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が□□□□号□□□□、外1名。土地の表示が大字□□□□番1、外1筆。地目が田、面積が1,102㎡の農用地内です。権利の種類は売買による所有権移転です。本案件は高齢で、体調も思わしくなく、また、遠隔地などの理由から近隣の農家に農地を売り渡そうとするものです。農地法第3条第2項各号に該当して

	いないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いいたします。
議長 2 3 番	現地調査報告をお願いします。 4、5 ページをご覧ください。□□□□線と□□□□号線の交差点から□□□□方面へ2 k m 付近が□□□□です。ここから3 0 0 m 北へ行ったところが現地です。現地は背丈ほどのセイタカアワダチソウが生えていました。□□□□さんは耕作をされている方ですので刈り取って使用するということです。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号3 7 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第1 2 1 号番号3 7 については承認といたします。次に番号3 8 について事務局より説明を求めます。
局長	議案第1 2 1 号番号3 8 について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□。譲受人が大字□□□□番地6 6、□□□□。土地の表示が大字□□□□番2、地目が田。面積が1 2 3 m²の用途地域内です。権利の種類は売買による所有権移転です。本案件は県道拡幅によって農地が減ったため農地を購入しようとするものです。農地法第3 条第2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いいたします。
議長 1 番	現地調査報告をお願いします。 現地は□□□□前の主要地方道□□□□線の交差点を右折、2 0 0 m ほど進み左折、2 0 0 m 進んだところに位置する農地です。譲渡人は高齢で耕作出来ず、譲受人は道路工事で減った農地の代替として買い入れようとするものです。隣には譲受人の農地があり、境界杭もあり問題となる事項はありませんでした。
議長 1 4 番	何か質問はございませんか。 申請地の隣に自分の農地があるということでしたが、□□□□さんになっています。
局長	譲受人の□□□□さんの父が□□□□さんです。名義は□□□□さんですが、他界されており相続がされていない状態です。
1 6 番 局長 議長	参考までにどの位の値段で買われたか教えてください。 この面積で4 1 万1 9 2 0 円です。 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号3 8 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第1 2 1 号番号3 8 については承認といた

します。次に農地法第5条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 議案第122号番号109について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□。譲受人が□□□□4号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が952㎡の用途地域内です。転用の目的は宅地分譲です。本案件は、住宅化が進行する申請地を取得し宅地分譲4区画を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします

議長 現地調査報告をお願いします。

1 番 現地は□□□□前の地方道□□□□線を□□□□方面に進み、□□□□から500mのところを右折したところに位置する田になります。譲受人は現地を宅地分譲しようとするものです。汚水は合併浄化槽を設置し、雨水は側溝に流すそうです。既に耕作はされておらず周りも住宅に囲まれており問題となる事項はありませんでした。

議長 何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号109について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第122号番号109については承認いたします。次に番号110について事務局より説明を求めます。

局長 議案第122号番号110について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が□□□□号、□□□□。譲受人が□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が1,906㎡の農用地外です。転用の目的は太陽光発電設備です。本案件は、申請地を取得し、太陽光パネルによる売電事業を行おうとするものです。申請地は、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地と判断されます。なお、この案件は都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査報告をお願いします。

2 3 番 □□□□の交差点を山側に入っていく場所で、□□□□の□□□□の手前にあります。高齢で県外に居住されているため、農地を売り渡すことになりました。杭打ちはまだ正確ではありませんでした。□□□□の下に素堀の溝があり、水田のための水が流れているようです。素堀の溝との境界がきちんとしていないのが疑問でしたが、測量士の方が「許可が下り次第、きちんとしています。」と言われました。申請地の隣の田の□□□□さんがちょうど現地にいて確認を取りましたが、業者と話をし承諾したと言っておられました。問

	題となるような事項はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号１１０について賛成の方の挙手を求めます。 （全委員 賛成） 全員賛成により議案第１２２号番号１１０については承認いたします。次に番号１１１について事務局より説明を求めます。
局長	議案第１２２号番号１１１について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地□□□□、外３名。譲受人が大字□□□□番地１、□□□□。土地の表示が大字□□□□番７、外４筆。地目が田、面積が３，９６６．９０㎡の農用地外です。転用の目的は建売住宅です。本案件は、住宅化の進行する申請地を取得し建売住宅１１区画を建設しようとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第２種農地と判断されます。なお、この案件につきましては開発許可と同時施行といたします。ご審議の程お願いいたします。
議長 ２３番	現地調査報告をお願いします。 総合事務所から□□□□号を通過して□□□□に向かい、□□□□を過ぎて北へ２００ｍ行ったところに現地がございます。現地は草が刈っており、宅地に出来る状態でした。上水道は手前の細長い農地の方から引き、下水道は□□□□さんの宅地のところまで来ていますのでつなげます。汚水が周りに流れていくことはありません。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号１１１について賛成の方の挙手を求めます。 （全委員 賛成） 全員賛成により議案第１２２号番号１１１については承認いたします。次に番号１１２について事務局より説明を求めます。
局長	議案第１２２号番号１１２について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が大字□□□□番地、□□□□。借受人が□□□□号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番２、地目が畑。面積が４６１㎡のうち２４６㎡の農用地外です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、親の土地を使用貸借し自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は市街地の中に介在する第３種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 １番	現地調査報告をお願いします。 現地は□□□□沿いの県道妻崎開作小野田線を南に向かい□□□□から２００ｍほど進んだところに位置します。貸付人は借受人の父で同じ敷地内の畑に新たに住宅を建設しようとするものです。境界杭もあり問題となるような事項はありませんでした。

議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 1 1 2 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第 1 2 2 号番号 1 1 2 については承認いたします。次に現況証明願いについて上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第 1 2 3 号番号 3 9 について議案書をもとにご説明いたします。申請人が大字□□□□番地 1、□□□□。土地の表示が大字□□□□番 2、地目が田。面積が 1, 1 0 9 m ² の農用地外です。現況は雑種地となっております。本案件は昭和 4 0 年代□□□□として利用し、その後□□□□として使用して返却後長年放置された土地です。農地としての利用は不可能なことから非農地証明を行うものです。ご審議の程お願いいたします。
議長 2 3 番	現地調査報告をお願いします。 □□□□の□□□□から西に 2 0 0 m 行ったところが現地です。隣接地の□□□□には太陽光発電が設置されています。申請地は荒地となっております。先ほど説明がありましたように駐車場として使用されていたので現在の状態に至っております。
議長 2 0 番	何か質問はございませんか。 田から雑種地に変えるということは売買をしたいということですか。
局長	基本的に現況証明が出るということは、農地として売買が難しい場合に農地以外のものとして登記をし、誰でも売買が出来るようにすることです。今回も売買の話は聞いています。
2 0 番	図面の右側に水路と道があります。隣接地に太陽光発電施設を設置している業者に管理する義務があると思いますが、草刈などの管理がされていません。
局長	太陽光パネル設置での転用が出た場合は指導をしますが、今回は現況証明なので□□□□さんには売却の際に「周囲から苦情が出ないよう管理等をお願いします。」と伝えています。
1 4 番	事務局の説明では、「公共事業での残土処理場でこういった現況になっている。」と言われていましたが、地目が田のままで残っていて問題はないのですか。公共事業では原状回復するのが当たり前ではないのですか。もう 1 点は、申請地の下に□□□□さんの田がありますが、現状はどうなっていますか。
2 0 番	□□□□さんの田は耕作されています。□□□□も耕作されています。
2 3 番	理由書に「□□□□が建設され、□□□□から要請を受けて□□

	□□として造成しました。□□□□が完了し不要とのことで返還を受けました。」と書いてありました。農業委員としては耕作出来る状況に戻ることが当然だと認識しますが、地権者の方が耕作は困難なためこのまま利用したいといったことがあったと思います。
局長	公共事業については転用申請を出さずに行っていた時期がありました。最近では宇部土木事務所、美祢農林事務所等、転用通知が提出されています。この後に公共事業の案件がございますので併せてご説明いたします。
1 1 番 局長	現況が雑種地、登記は田の場合課税は何になっているのですか。課税はさまざまです。雑種地で宅地並課税がされているところもありますし、農地で課税されているものもあります。場所によって違います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 3 9 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第 1 2 3 号番号 3 9 については承認といたします。次に報告第 6 0 号公共事業の施工に伴う農地転用通知書について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	報告第 6 0 号番号 1 0 について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が□□□□番 1 2 号、□□□□。借受人が□□□□番地 5、□□□□。土地の表示が大字□□□□番 3、外 1 筆。地目が田、面積が 3, 1 1 0 m²のうち 3 7 9 m²です。転用の内容は□□□□事業です。本案件は砂防河川の□□□□工事に伴う仮設道の建設による一時転用です。なお、この事案につきましては一時転用に関するもので工事終了後は原形復旧を義務付けます。現地はすでに施工されていまして、申請の必要性を協議したものです。ご審議の程お願いいたします。 県の団体指導室から土木事務所や農林事務所に公共事業を行う際には通知するよう通知が出されているにもかかわらず、今回通知がありませんでした。地元の農業委員から指摘があったため通知書の提出を求めたものです。
議長	現地調査報告をお願いします。
2 3 番	内容につきましては局長から説明があったとおりです。□□□□線を□□□□に向かって行くと□□□□があり、そこを上流に上っていったところが現地です。すでに工事が施されておりました。取水する上で、この川の護岸の高さが 3 m ありますので、今までは堰板をいれて用水路に水を引いていましたが、取水が困難ということで転倒堰を設置する工事を実施することとなりました。

2 1 番	この件については、昨日工事が終わりました。施行者が□□□□のときは申請が出ていると思うのですが、□□□□や□□□□の場合は周知徹底されていないように感じます。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたら報告 6 0 号の審議を終わります。次に報告第 6 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明を求めます。
局長	今月の農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知は番号 1 6 5 番から 1 7 2 番までの 8 件です。いずれも合意により現契約を解約するものです。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたら報告第 6 1 の審議を終わります。次に議案第 1 2 4 号農用地利用集積計画(案)を上程します。なお、□□□□委員には農業委員会法第 3 1 条の規定により議事に参与しないものとします。事務局よりの説明を求めます
局長	議案第 1 2 4 号農用地利用集積計画(案)について説明します。 山陽小野田市長より平成 2 8 年 1 2 月 9 日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。今月の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による案件は整理番号 2 7 6 番から 3 6 2 番までの 8 7 件、1 8 0 筆、2 9 7, 6 5 9 m ² 及び、5 1 ページ番号 3 6 3 の農林振興公社を通しての売買関連の 1 件、1 筆、1, 4 9 9 m ² です。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。
1 4 番	□□□□の法人化の件ですが、その中で中心になられている久芳さんが今回更新や新規でたくさん農地の利用集積が出てきています。期間が 1 0 年となっていますがこういった状況ですか。
農林水産課	□□□□地区で法人が設立予定です。名称が農事組合法人□□□□です。□□□□の法人の設立総会に向けて動いております。代表者が□□□□さんになりますが、□□□□さんが今回利用集積を行う場所は主に 2 箇所あります。□□□□の東側は、現在□□□□さんが野菜を作っています。もう 1 箇所は□□□□に上がるところに□□□□がありますが、その下のところで野菜を作っています。ブロッコリー、ネギ、白菜等の野菜を作付けされているこの 2 箇所の農地について今回利用集積を行います。水田としての利用が出来ないため畑作をするということです。法人には預けずに個人に預けたいという地権者の意向もあり、このような利用集積が出ています。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 1 2 4 号について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第 1 2 4 号については承認いたします。

局長 次に連絡事項について事務局よりお願いします。

1月総会終了から3、4回農政部会を開催します。内容は「農業委員会だより」の発行です。現在農家の紹介などの情報が全く入っておりませんので農政部会の委員は次回までに準備をお願いします。

次回の現地審査は1月6日金曜日、9時から山本委員、篠原委員でお願いします。

総会は1月12日木曜日、13時30分から山陽総合事務所2階で行います。

議長 以上をもちまして第29山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼)

お疲れ様でした。

閉会 14時45分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
11番委員

議事録署名委員
12番委員